



Pickup Law News

本当にプレミアム！？プレミアムフライデーとは

はじめに

昨年10月、大手広告代理店「電通」に勤めていた若手社員が自殺した件について、労災認定が下りたとして、全国的なニュースになったことは皆さんも記憶に新しいことでしょう。

この事件をきっかけに、労働者の長時間労働が現在、社会問題となっています。

しかし、労働者の長時間労働の問題は今に始まったことではありません。

20年以上前にも、同じく「電通」で過労が原因で社員が自殺するという事件がありました。

悲しいことですが、歴史は繰り返されたのです。

※ちなみに、以前の電通事件も今回の電通事件も労働者側の代理人弁護士は同じ方です。この点でも歴史は繰り返されています。

このように、何年も前から長時間労働は問題視され、国はそれに対する対策を講じてきました。

そして、今回、新たな対策が講じられました。

それが、「プレミアムフライデー」です。

プレミアムフライデーとは

毎月最後の金曜日は、午後3時に仕事を切り上げて、その後の時間をプライベートな時間として活用しようという取り組みです。

この取り組みは、経済産業省や経済界など官民連携で設立された「プレミアムフライデー推進協議会」が、今年の2月24日から実施することを決定したものです。

では、この取り組みが長時間労働の問題が再燃している現在においてどのような影響があるのでしょうか。

今回は、この取り組みが労働者にもたらすメリット・デメリットについて考えたいと思います。

メリット

まずは、毎月末の金曜日は午後3時に仕事を終えることができることになりまますので、当然、労働時間の短縮に繋がります。

次に、昔から言われるとおり、金曜日といえば華金です。

つまり、金曜日に友人、同僚や家族等で買い物や食事に出掛けることが多いと思います。



そうすれば、自然と個人の消費が増え、経済の活性化にも繋がることが考えられます。

プレミアムフライデー推進協議会のホームページにも、この取り組みを導入した意義として**①充実感・満足感を実感できる生活スタイルの変革への機会の創出、②地域等のコミュニティ機能強化や一体感の醸成、③買い物や家族との外食、観光等といった消費意欲の喚起**が掲げられています。

実際、福岡の4百貨店（岩田屋・三越・博多大丸・博多阪急）は全国に先駆けて顧客の取り込みで協業することを発表しています。

また、航空会社も割引プランを発表しています。

デメリット

他方で、この取り組みを導入することでのデメリットとして何が考えられるでしょうか。

まず、一番のデメリットは、仮にこの制度を会社が導入したとしても、それに伴い、各労働者の業務量を減らす義務はありませんので、**業務量はず変わらず、労働時間だけが減るという状態になり、どこかに必ずしわ寄せがくる**という点です。

会社にもよりますが、月末が非常に忙しい会社も多くあります。

そのような会社でプレミアムフライデーを導入すると、毎月末の金曜日に早く帰るために、その週の月曜日～木曜日は毎日残業しなければならないといった本末転倒な結果に陥ることも考えられます。

かえって、労働者に負担をかける可能性があるのです。

次に、この取り組みの導入により、勤勉な労働者ほど、自宅に仕事を持ち帰り、週末に自宅で仕事をするという状況になることが考えられるため、会社の管理していない労働時間が生じることになり、適正な残業代が支払われないという事態も想定されます。

さらに、この取り組みを導入した場合、**就業規則の変更が必要**になります。

労働契約法 9 条によれば、一方的な就業規則の不利益変更は、原則としてできません。

※ 労働契約法 9 条

使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。(以下、省略)

では、**プレミアムフライデーの導入は、不利益変更にあたるのでしょうか？**

確かに、労働時間が減るのだから、労働者にとっては不利益変更ではないと考えられます。

しかし、労働時間が減るということは、労働に対する対価である賃金も減るということになり、そう考えれば、不利益ではないかと考えることもできます。

裁判所の考え方としては、賃金や退職金など労働者にとって重要な権利については、その変更内容が高度の必要性に基づいた合理的なものであることを求めています。

つまり、**プレミアムフライデーの導入により賃金引き下げは、不利益変更にあたる可能性が高い**と考えられます。

そうならば、プレミアムフライデーを導入するために就業規則を変更する場合、労働者の合意が必要になり、会社としては、非常に大変な作業になると思われます。

5. さいごに

はじめに述べたとおり、電通事件のような長時間労働による過労自殺など、労働者の長時間労働は昔から日本で大きな社会的問題となっています。

その問題がなかなか解決しない現状で、プライベートな時間を確保するという視点からのプレミアムフライデーという新たな取り組みは、それ自体大きな意義があると思います。

しかし、デメリットで述べたとおり、課題があることも事実です。

この取り組みの導入により、メリットで述べたような理想的な社会が現実のものとして実現するためには、会社による労働者の労働時間の適切な管理がより重要になってくるでしょう。

皆様の会社でも、プレミアムフライデー制度の導入を検討される場合は、就業規則や労働時間管理について一度ご相談されることをオススメいたします。



弁護士 山口真彦

福岡県出身。約 4 年間の社会人経験を経て弁護士登録。資格試験予備校で講師業をしておりましたので、講演活動やセミナーのご要望がありましたらお申し付けください。

Topics

「下請法」意識していますか？ -13 年ぶり下請法の運用基準改正による運用強化-

昨年 12 月、下請代金支払遅延等防止法（通称、下請法）の一層の運用強化に向けた取組の一環として、違反行為事例の充実等を内容とした「**下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成 15 年公正取引委員会事務総長通達第 18 号）**」が改正されました。

そもそも下請法とは？

- どの取引が適用対象？ -

下請法の適用対象取引は親事業者の事業活動に関してなされた委託取引、いわゆる下請取引です。

委託取引には、**製造委託（部品製造等）、修理委託（自動車修理等）、情報成果物作成委託（ソフトウェアの作成等）、役務提供委託（貨物運送等）**があり、委託取引について幅広く対象とされています。

なお、「下請」関係のイメージの強い建設業に関

しては、下請法の対象外となっており、別途建設業法で規制がされています。

【全ての下請取引に適用される？】

下請法はすべての下請取引に適用されるわけではなく、下請法の適用当事者は、親事業者と下請事業者の資本金額によって定められています。

(1) ● 物品の製造委託・修理委託

● 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成・運送・物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者	下請事業者
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下 (個人を含む)
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下 (個人を含む)

(2) ● 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者	下請事業者
資本金 5 千万円超	資本金 5 千万円以下 (個人を含む)
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	資本金 1 千万円以下 (個人を含む)

どのような行為が規制、 義務付けられているか

下請法では、いずれも正当な理由のない受領拒否、返品、やり直しの要請、対価の支払い遅延、対価の減額等が規制され、書面の交付、作成、保存義務等が定められています。

今回の改正のポイント

今回改正されたのは、「下請法」ではなく、下請法で規制されている行為について具体的な事例等が記載されている「運用基準」です。

運用基準では、違反行為事例が 66 事例挙げられていましたが、141 事例に増加されました。

また、特に留意を要する違反行為類型や下請法の対象となる取引例が新たに追加されました。

具体的な事例等が追加されたことで、下請法にかの判断に資する重要な資料となっています。

さいごに

たくみ法律事務所では、**中小企業庁より委託を受け、九州各県で下請法に関する適正取引推進講習会の講師を務めることになりました。**

「うちの会社は下請法の対象になるのか」「作成している書面は、下請法上求められる書面として大丈夫か」等、下請法について相談されたいことがありましたら、遠慮なくご相談下さい。

(文責：弁護士 壹岐 晋大)

所員の日常 -2017 年新年発表会『挑戦』-

1 月 13 日はたくみ事務所全体で新年発表会を行いました。

毎年の恒例行事で、代表宮田を始め各所員の今年の目標を発表するのですが、プロジェクターやマイクを使つての本格的な発表会を開催しています。

発表後は他の人から質問やアドバイスを受けてより良い目標にブラッシュアップした目標を掲げる狙いがあり、人前で声に出して自分の目標を発表することで、より達成の道筋が客観的にもわかりやすくなります。



大体 5 時間程度でしたが、各人の発表後は自由に質問や活発な意見が飛び交い、思う存分議論できた濃密な時間となりました！

最後には表彰式で各分野での表彰、所員のアンケート投票で選ばれた「2016 年 MVP」発表があり、代表宮田からプレゼントとトロフィー贈呈もありました！



発表会の後は懇親会で、回らないお寿司屋さんでの会席料理にみんな舌鼓を打ち、弁護士も事務員も和気あいあいとぞくばらんにご飯を楽しみました。

仕事を離れたらみんな冗談好きで話しやすい人柄の人ばかりなので、とても盛り上がりました！



たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

アクセス

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 3 丁目 6 番 15 号 NMF 天神南ビル 10 階

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩 3 分

渡辺通駅：徒歩 2 分

・天神バスセンター：徒歩 5 分

・西鉄福岡駅(天神)：徒歩 5 分

MAP



このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）